

災害公営住宅入居に伴う補助制度の申請手続きについて

町の災害公営住宅に入居される方に対し、補助支援制度の申請手続きについてご案内します。

□対象事業

1. 災害公営住宅入居支援補助 →詳しくは2ページ目へ

申請	入居される地区ごとに申請可能日が異なります。
補助内容	町の災害公営住宅に入居する際に必要となる生活用品の支度に要する再建資金を補助する。
補助金額	1LDK 15万円 2LDK 25万円 3LDK 35万円

2. 住居の移転費用補助（引越し代等） →詳しくは3ページ目へ

申請	住民票異動後、申請可能となります。
補助内容	東日本大震災以降に行った住居の移転に要する費用を補助する。
補助上限額	上限78万円 または 上限80万2千円

□申請窓口・問い合わせ先

七ヶ浜町復興推進課（役場庁舎2階）

電話 022-357-7439

□補助の対象者

七ヶ浜町災害公営住宅に入居される（された）方。
 ※町内で被災された災害公営住宅の入居資格を有する方。

□補助金額

[間取り別内訳]

1LDK	15万円
2LDK	25万円
3LDK	35万円

□補助の内容

町が整備する災害公営住宅に入居する際に必要となる生活用品（冷暖房機器、照明器具、カーテン、下駄箱、便座等の生活必需品）の支度に要する再建資金を支援する。

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書兼請求書（様式1）
- ・補助金の振込先金融機関の通帳
- ・認印

□申請時期・交付決定時期

入居される災害公営住宅の「入居予定者決定通知書」を受理した後に申請可能となります。また、補助金の交付決定時期については入居される災害公営住宅の鍵の引渡し以降となります。

地区名	申請受付	交付決定時期 (鍵引渡し後)
松ヶ浜地区	H27. 10. 14～	H27. 4. 16～
吉田浜地区	H27. 10. 14～	H27. 4. 16～
菖蒲田浜地区	H27. 10. 14～	H27. 10. 17～
花渚浜地区	H27. 10. 18～（予定）	H27. 12. 6～（予定）
代ヶ崎浜地区	H27. 11. 8～（予定）	H27. 12. 13～（予定）

※補助金の振込は鍵引渡し後、最短2週間で振り込みとなります。

2. 住居の移転費用補助（引越し代等）

住民票異動後 申請可

□補助の対象者

セヶ浜町災害公営住宅に入居される方。

※町内で被災された災害公営住宅の入居資格を有する方。

□補助金額

補助上限額 78万円

ただし、従前地が移転促進区域に指定された方は、国の防災集団移転促進事業制度による移転費用補助が適用となり、補助上限額が80万2千円となります。（補助対象経費の消費税が8%の場合に限る）

□補助の内容

「移転費用補助対象の参考例」（5ページ目）を参考願います。

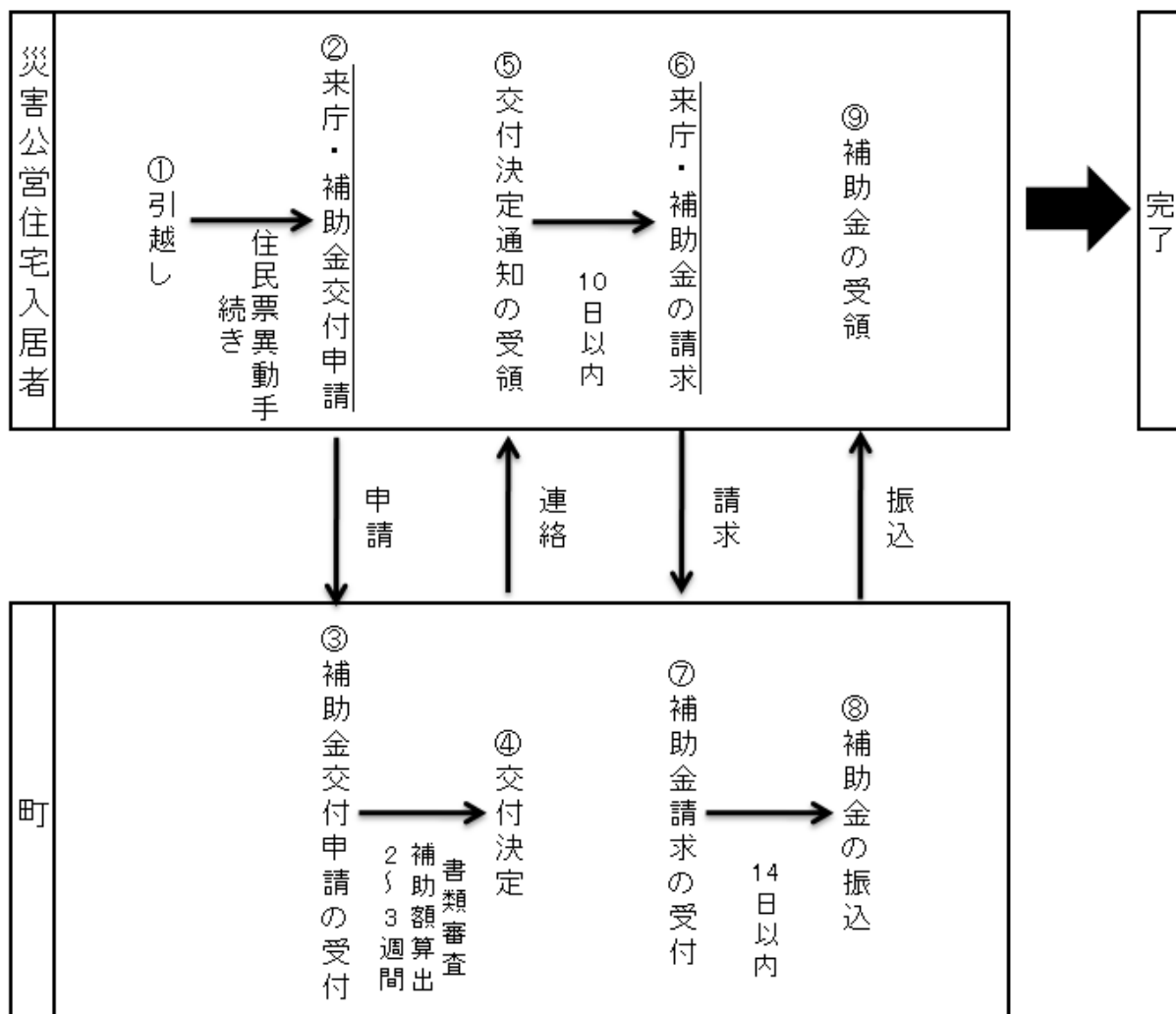
ご不明な点がありましたら、ご相談願います。

□申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書（様式1） ※窓口で記入していただきます。
- ・必要書類
 - 1) 罹災証明書（半壊の場合は撤去されていることを証明するもの）
 - 2) 領収書
 - 3) 見積書、請求書などの明細の分かるもの
 - 4) 着手前後の写真（従前地の基礎等の除却、井戸の埋め戻しをした場合）
 - 5) 申請者が本人でない場合は、親族関係が分かる書類
 - 6) 認印

□移転費用補助の申請手続きの流れについて

移転費用補助の申請手続きの流れについて



□申請手続きの注意事項

- ・②の補助金交付申請の手続きについては、住民票異動後に行ってください。
3ページ目の「申請に必要な書類」をご用意のうえ、申請窓口の七ヶ浜町復興推進課にお越し下さい。
- ・④の補助金交付決定後に町から連絡します。⑥の補助金の請求では、10日以内に七ヶ浜町復興推進課にお越し頂き、補助金の振込先などを記入して請求頂きます。お越しの際には、申請者の方の認印及び振込先金融機関の通帳をご持参願います。
- ・その他ご不明な点などがありましたら、引越し前に七ヶ浜町復興推進課にご相談願います。

※ご事情により引越し費用の一時負担が困難な場合は、引越業者に依頼する前に必ず七ヶ浜町復興推進課に事前相談願います。

□移転費用補助対象の参考例

※原則すべて領収書及び請求書や見積書などの明細が必要となります。その他にも必要な書類を用意して頂く場合がありますので、お問い合わせ下さい。

対象事業	主な内容
引越業者の利用代 (引越パック料金)	<ul style="list-style-type: none"> ・引越料金(電化製品など備品の購入分を除く) ※仮設住宅からのエアコンの移設費用も対象です。ただし、引越パックに含まずに別発注でエアコンの取り付け・取り外し工事(電圧変更工事を含む)を行った場合は対象外となります。 ※ハウスクリーニング代についても上記と同様に、引越パックに含まずに別発注で行った場合は対象外となります。
独自で行った引越費用	<ul style="list-style-type: none"> ・家財の運搬に利用したレンタカー代 ・梱包に要する段ボール、ガムテープ 等
住民登録等法令上の 手続きに要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の取得 等
転居通知に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・はがき代、印刷代 等 ※転居通知の原本が必要となります。
仮住居の賃貸に要する 家賃等の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・敷金、礼金を除く、仮住居の家賃を補助 ※仮住居の賃貸に関する契約書が必要となります。
従前地の除却費用	<ul style="list-style-type: none"> ・従前地の井戸の埋め戻しや塀などの撤去費用(祈祷代を除く) ※撤去前後の写真が必要となります。

※上記は、参考例ですので、その他に具体事例等があれば、事前にご相談ください。